

「運賃及び料金変更届出書」の提出について（解説）

（公社）全日本トラック協会

1. 運賃及び料金の変更届出書を提出する必要がない場合

外税方式であり、届け出ている運賃・料金が「運賃・料金の総額に消費税法等に基づく税率を乗じて計算する」等、具体的な現行の消費税率（8パーセント）を運賃料金適用方に記載していなければ、変更届出書を提出する必要はありません。

2. 運賃及び料金の変更届出書の提出が必要な場合

総額表示（宅配、引越等）の場合は、届け出ている運賃・料金が消費税率引き上げにより上がることとなるので、変更届出書の提出が必要です。また、外税方式であっても、運賃料金適用方に「運賃・料金の総額に消費税（8パーセント）を乗じる」等、運賃料金適用方に具体的に「8パーセント」と記載している場合は変更届出書の提出が必要です。

なお、消費税率引き上げのためのみの変更届出書は、主たる事務所を管轄する地方運輸局長等あてに（別紙2）の簡易な様式にて正本1通のみ（本来の提出部数は提出先+運賃・料金を適用する運輸局等の数）を提出することも可能とされています。